

第1回農林水産省知的財産戦略検討会で出された 御質問に対する回答

令和3年3月

○知財の管理のためのデータベースの作成について

種苗法や和牛2法に関するデータベースを作り管理することが法運用の実効性を高めるために有効なのではないか。
(林いづみ委員)

(答)

- 1 植物品種については、種苗法の登録品種についてのデータベースは存在しますが、登録情報を掲載するものであるため、登録品種以外は掲載されない、また商標等異なった流通名称がある場合には検索できないといった課題がありました。今般、令和2年度補正予算において、登録品種のみでなく一般品種まで含めて、農業者等が流通している品種について、品種の特性や利用条件に関する情報が容易に検索できるデータベースを整備することとしており、その旨を知財戦略にも記載したいと考えています。
- 2 和牛の関係では、価値の高い種雄牛の精液や受精卵等の遺伝資源の流通・管理を行うためのデータベースを構築する取組を、生産局畜産部の予算も活用しながら進めてまいります。

〔 1について 農林水産省 食料産業局 知的財産課 種苗室
2について 農林水産省 生産局 畜産振興課 家畜遺伝資源管理保護室 〕

○不正競争防止法（不競法）の秘密管理性等の解釈が不十分なことについて

不競法の秘密管理性等について、農業分野では、例えばF1の親品種の管理のように不十分と解釈される事例があるが、立法事実が足りないところがあれば、そこを措置するかどうかを含め検討が必要なのではないか。
(渡部俊也座長)

(答)

不競法に基づく営業秘密の秘密管理性等に関して、一般的な解釈としての「営業秘密管理指針」や営業秘密を含む企業等の保有情報の管理のあり方等についての「秘密情報の保護ハンドブック」等は示されていますが、個別分野へのあてはめについては、業界関連の技術・情報の特性、取引慣行等の業固有の問題も深く絡むため、特定業種の観点からは必ずしも十分でないことも考えられます。特に、農林水産分野の秘密管理性等については、特徴的な状況があることから、どういう形で管理されるべきか、農林水産省でも検討する必要があると認識しています。このため、来年度、経済産業省にも御協力いただきながら、農業分野の特殊性を踏まえた情報管理の留意点等を整理・解説するガイドラインを策定したいと考えております。

※営業秘密管理指針 <https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/h31ts.pdf>

※秘密情報の保護ハンドブック

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/handbook/full.pdf>

〔 農林水産省 食料産業局 知的財産課
経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室 〕